

請願第7号

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう
国に働きかける意見書の提出を求める請願

紹介議員

北 林 重 男

飛鳥井 佳 子

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願

<請願の要旨>

建設アスベスト問題の早期解決を求める意見書を政府に出していただくこと

<請願の理由>

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修・解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量の瓦礫処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。その原因として、国が建築基準法などで不燃・耐火工法としてアスベストの使用をすすめたことにより、アスベストの多くが建設資材などを通じて建設現場で使用されてきたことが上げられます。

特に建設業では、現場作業者の多くが重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償也没有ありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決、2014年1月7日の九州建設アスベスト訴訟福岡地裁判決は、いずれも国の責任を一部認めました。さらに判決の中では石綿建材製造企業やゼネコンなどの元方事業者などの責任について、立法政策の問題であるが被害の深刻さなどを踏まえ「立法及び関係当局における真剣な検討を臨む次第である」と付言で政治的解決を求めています。

司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとって、アスベスト問題を早期に解決するために、貴議会が以上の趣旨に基づき国に対して意見書を提出していただけるよう請願いたします。

平成27年8月31日

向日市議会議長

小野 哲 様